

正社員化・所得向上促進事業奨励金支給に関するQ&A

(30.7.1)

質問内容	回 答
<p>Q1 奨励金はいつ支給されますか。</p>	<p>A1 奨励金は、厚生労働省(ハローワーク)のキャリアアップ助成金の受給が要件とされております。 ハローワークへのキャリアアップ助成金の申請は取組み実施から6か月以上継続の後とされており、その給付決定後に、県への奨励金の申請となります。 例えば、平成29年4月1日に取組みを実施した場合、県への奨励金の申請時期は、おおよそ平成30年1月以降になると考えられます。その後、所定の審査を経て、約1～2か月を目途に支給いたします。</p>
<p>Q2 いつからの取組みが支給対象となりますか。</p>	<p>A2 平成29年4月1日以降に取組みを実施した場合が対象となります。(平成29年3月31日以前に取組みを開始したものは対象外となります。)ただし、所得向上促進事業奨励金のうち、一部の非正規雇用労働者を対象とする場合については、平成29年8月1日以降に取組みを実施した場合が対象となります。 なお、取組みを実施した日からおおむね1か月以内に、実施報告書の提出をお願いします。</p>
<p>Q3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、ハローワークにキャリアアップ助成金を申請した時に、県に提出するのですか。</p>	<p>A3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、県への奨励金申請時に申請書に添付していただきますので、キャリアアップ助成金申請時に提出いただく必要はありません。</p>
<p>Q4 キャリアアップ助成金の支給決定が、取組み実施年度の翌年度になる場合、奨励金の申請はできないのですか。</p>	<p>A4 奨励金事業につきましては、現在のところ、4年間の事業実施を予定しておりますので、年度単位での予算議決の条件付きとなりますが、申請を受け付けます。</p>
<p>Q5 非正規雇用労働者から正社員へ転換させたときは45歳未満でしたが、申請時に45歳以上となったときは本奨励金の対象となりますか。</p>	<p>A5 非正規雇用労働者から正社員へ転換した時点の年齢が45歳未満であるかが要件となります。 ※平成29年度中の転換については、要件が40歳未満であったことから、転換した時点の年齢が40歳未満であることが要件となります。(平成30年度より対象労働者の年齢が40歳未満から45歳未満へと拡充されました。)</p>
<p>Q6 実施報告書提出後に受領後の写しを希望する場合は。</p>	<p>A6 実施報告書を郵送し、受領後の写しの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>
<p>Q7 実施報告書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A7 実施報告書に添付が必要な書類はありません。 なお、実施報告書につきましては中段に「支給対象労働者は以下の要件を満たす者である。」ということで、ご確認の上口内にチェック(✓)を入れていただく項目がありますので、漏れなくご確認くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q8 実施報告書の「代理人」の欄は、どのような場合に使用しますか。</p>	<p>A8 事業主以外の方が報告書の作成を行った場合(例えば、社会保険労務士が作成した場合等)に、その作成した方の所在地と氏名をご記入ください。</p>
<p>Q9 支給対象労働者は、県内に住所があることが要件となっていますが、住所とは何を言いますか。</p>	<p>A9 住所は住民票で記載される場所となります。</p>

質問内容	回 答
<p>Q10 申請書等の提出方法は。</p>	<p>A10 提出方法は、県(雇用対策課 正社員化・働き方改革推進室)に直接お持ちいただくほか、郵送での提出が可能です。 <担当窓口> 990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 山形県商工労働部雇用対策課正社員化・働き方改革推進室 (TEL:023-630-2378/2389)</p>
<p>Q11 支給申請書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A11 支給申請書(様式第2号、様式第2号の内訳、様式第3号)のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し ②キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの) なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q12 支給申請の回数に制限はありますか。</p>	<p>A12 奨励金の支給申請回数に制限はありません。キャリアアップ助成金の支給決定がありましたら、1か月以内に支給申請してください。なお、キャリアアップ助成金の申請回数には、コースにより制限がある場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>Q13 支給申請書の添付書類に、「キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの)」がありますが、ハローワークに提出した書類全てを添付するのですか。</p>	<p>A13 該当コースごと、下記の書類を添付してください(※以下の様式番号は平成30年3月現在のものです) ・正社員化コース:様式第7号、様式第7号(別添様式1-1)、様式第7号(別添様式1-2) ・賃金規定等改定コース:様式第7号、様式第7号(別添様式3) ・賃金規定等共通化コース:様式第7号、様式第7号(別添様式5) なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q14 実施報告書にある「働き方改革推進アドバイザー」とは何ですか。</p>	<p>A14 県では、常時雇用100人以下の企業を対象に働き方改革推進アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、多様な正社員制度の導入、非正規雇用労働者の処遇改善の推進、労働者を支援するための各種法制度などについて情報提供や助言を行っています。(無料) 派遣ご希望のご連絡をいただきましたら、当該事業の受託機関である県社会保険労務士会より、働き方改革推進アドバイザーを派遣します。(はじめに訪問日程等連絡調整のご連絡をいたします) また、当奨励金活用の有無によらず派遣可能ですので、ご希望の場合はご連絡(A10の担当窓口)ください。 なお、状況によっては(年間派遣予定件数に達している等により)派遣できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>Q15 直接、具体的に相談しながら、詳しく話を聞くことはできますか。</p>	<p>A15 県では、奨励金に関するご質問や、ご相談に広くお答えする、奨励金等普及推進員を配置しております。 お電話や県庁雇用対策課にお越しのうえお話しいただくことはもとより、時期等にもよりますが、こちらからお伺いすることが可能な場合もございますので、是非、ご連絡いただければと思います。 (※A10の<担当窓口>までご連絡ください。)</p>

質問内容	回 答
Q16 県外の事業所に正社員転換した場合、奨励金の対象となりますか。	A16 対象労働者は、転換等された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であることとされていますので、県外の事業所に正社員転換した場合は、奨励金の対象となりません。